

保護の決定・実施

1 保護の開始申請等

保護の決定実施における大切な条文①

【法第24条（申請による保護の開始及び変更）】

○ 保護の申請があった場合における保護の実施機関の事務処理手続きについて、その職務上の義務という観点から定めているもの。

- ・ 保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、書面をもって通知（第3項）
- ・ 書面には理由の付記が必要（第4項）
※併せて、審査請求を提起することができる旨の教示を行う必要がある。
- ・ 決定通知は申請の日から14日以内に行う（第5項）
- ・ 決定通知を30日まで延ばした場合には、延ばした理由の付記が必要（第6項）
- ・ 30日以内に決定通知がなければ、申請を却下したものとみなされる（第7項）
※申請に対する却下処分があったものとみなして、審査請求が可能となる。
- ・ 上記の規定は、保護の変更の申請があった場合に準用される（第9項）

期間計算は、申請書を受理した日の翌日を始期とし、決定通知書が申請者に了解し得るべき状態にある日を終期とする。

2 保護の要否及び程度の決定

保護の決定実施における大切な条文②

【法第28条第1項(報告、調査及び検診)】

- 保護の決定実施を行うための調査(要保護者に対する調査)について定めているもの。
- 調査項目
 - ・要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ)
 - ・健康状態
- 調査方法
 - ・要保護者に対する報告の求め
 - ・要保護者の居住の場所への立ち入り
 - ・保護の実施機関の指定する医師等の検診を受けるべき旨を命じること

2 保護の要否及び程度の決定

保護の決定実施における大切な条文③

【法第29条(資料の提供等)】

- 保護の決定実施を行うための調査(官公署等に対する調査)について定めているもの。
- 調査項目
 - ・要保護者の氏名及び住所又は居所
 - ・要保護者の資産及び収入の状況
 - ・健康状態
 - ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
 - ・その他政令で定める事項(支出に関する状況)
- 調査方法
 - ・官公署等に対する必要な書類の閲覧若しくは資料の提供の求め
 - ・銀行、信託会社、要保護者の雇用主その他関係人等に対する報告の求め

2 保護の要否及び程度の決定

保護申請書の受理



各種調査

○訪問調査

- ・家庭訪問による要保護者の生活実態の把握。生活歴、職歴及び家族・親族の状況等について聴取

○収入状況の把握

- ・年金、各種手当、就労収入等の有無を把握。

○資産調査

- ・預貯金、生命保険、不動産、自動車等の資産の保有状況について、金融機関や法務局等の関係機関へ調査。

○他法他施策の資格調査

- ・年金受給権の有無、児童扶養手当等の受給可否、介護保険や障害者施策等の活用可能性を調査

○扶養調査

- ・戸籍等による扶養義務者の存否や居所の確認、要保護者からの聴取等による扶養の可能性の調査。
- ・扶養の可能性が期待される扶養義務者等に対して、経済的・精神的支援等の可否について確認。

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 要否判定と程度の決定

保護の実施に当たっては、まず、保護を要するか否かを判定



保護が必要とされた場合



保護の方法、種類、程度等を決定

これを通常「保護の
要否判定」と呼んで
います。

これを通常「保護の
程度の決定」を呼ん
でいます。

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 要否判定と程度の決定

○保護の要否の決定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定する。

○よって、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、その不足分が扶助される。



○要否の判定と程度の決定は、基本的には同様であるが、最低生活費及び収入充当額の算定方法とその対比の方法に若干相違がある。

2 保護の要否及び程度の決定

(2) 保護の要否判定に用いる最低生活費の費目及び収入に係る控除

①最低生活費の費目

- 生活扶助(基準生活費、加算、入院患者日用品費、おむつ代等)
- 教育扶助(基準額、学級費等、教材代、学校給食費、通学費)
- 住宅扶助(敷金、契約更新料、住宅維持費は除く)
- 医療扶助
- 介護扶助(住宅改修は除く)
- 出産扶助
- 葬祭扶助

②収入認定の際の必要経費

- 必要経費の実費(通勤費、社会保険料等)
- 勤労に伴う必要経費として定める額(別表2)
- 出かせぎ、行商、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費
- 就労等に伴う子の託児費
- 地方税等の公租公課

2 保護の要否及び程度の決定

・収入充当する費目の順位

○収入充当額は原則として

- 1 生活費
- 2 住宅費
- 3 教育費及び高等学校等への就学に必要な経費
- 4 介護
- 5 医療
- 6 出産
- 7 生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く)
- 8 葬祭

の順に必要な経費を充当していく。

2 保護の要否及び程度の決定

(2) 保護の要否判定に用いる最低生活費の費目及び収入に係る控除

要否判定の方法(原則)

最低生活費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助
基準生活費、加算、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費	家賃、間代、地代	基準額、教材費、給食費、交通費	介護費(住宅改修費を除く)	医療費
総収入				
収入充当額	控除額			
判定を行う日の属する日までの3か月間の平均	(局)別表2に定める額 必要経費の実費 出稼ぎ等の実費 託児費、公租公課			
		保護必要		

2 保護の要否及び程度の決定

(3) 保護の開始時の手持現金の取扱い

保護開始時に保有する金銭のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮を要する面がある



最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く）の5割の手持ち金については保有を容認する取扱いが認められている。

2 保護の要否及び程度の決定

保護申請書の受理



各種調査



保護決定

○要件審査の結果を踏まえ、保護の要否及び程度等を決定し、申請者に対して書面で通知

書面＝開始決定通知 記載事項は法第24条のとおり

○生活保護費の支給

原則口座振り込み

○援助方針の策定

実施機関として、個々の被保護者の課題を解決するために働きかけるべき事項を検討

援助方針については被保護者と共有する必要あり

3 保護費支給額の事後調整

○最低生活費又は収入充当額に認定すべき事由が事後において明らかになった場合



返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して処理することができる。

分割して収入充当するときは6か月以内の期間とする。

○追加支給が生じたとき



次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められない。

最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給する。

4 扶助費支給額又は本人支払額の算定(＝支給額の算定)

○収入額が月により変動しない定期的収入



その月額を基礎として支給額の算定を行う

4 扶助費支給額又は本人支払額の算定（＝支給額の算定）

○収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合



3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行う

○賞与、期末手当等の収入月・収入額が確実に把握できるとき



その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行う

※推定をして収入認定した額を、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行う

○保護継続中の者が新たに就労した場合の収入



その勤労収入を当該月の収入として計上することが不適當であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行う

この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入としてみなして取扱う

5 年齢改定

○年齢改定



- ・ 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切り替えは、毎年1回4月1日に行うことができる。
- ・ 4月1日に行う切り替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行う。

6 保護の開始時期

○保護の開始時期



急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日

※申請のあった日：町村長経由の場合は、町村長が申請書を受理した日

管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受理した日

○申請時期の遡及適用



閉庁日等に急病等で入院し、申請遅延につきやむを得ない事情がある場合は、医療扶助について必要最小限度で申請時期からさかのぼって保護を開始しても差し支えない。

7 扶助費の再支給

○支給した保護費又は収入認定していた年金等を失った場合以下のいずれかに該当する場合は再支給することができる。

- 1 災害のため流失、紛失した場合
- 2 盗難、強盗等不可抗力により失った場合

ただし、再支給の金額は紛失した日以後の日割り額の範囲内で必要な額。(留意事項:課長問答第10の16)

8 保護の停廃止

保護の決定実施における大切な条文④

【法第26条(保護の停止及び廃止)】

- 被保護者が保護を必要としなくなったときに保護の停廃止を行う際は、書面による通知を必要とする旨を定めているもの。

【法第28条第5項(報告、調査及び検診)】

- 要保護者が報告、調査、検診を拒んだ場合に、保護の開始申請の却下、変更、停廃止することができる旨を定めているもの。

【法第62条第3項(指示等に従う義務)】

- 被保護者が指示等に従う義務に違反したときは、保護の変更、停廃止することができる旨を定めているもの。

※法律上に規定される保護の停廃止は上記の3種類以外にない。

8 保護の停廃止

(1) 保護を停止すべき場合

- ① 臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しなくなった場合であって、以後概ね6箇月以内に再び保護を要することが予想されるとき。→停止期間の明示が必要
- ② 収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるが、なお確実性を欠くため若干期間経過観察をする必要があるとき。→停止期間の明示が必要
- ③ 被保護者が保護の決定実施のために必要な報告をしない、調査・検診を拒むなどの問題がある場合（法第28条第5項による場合）→停止期間の明示は不可能
- ④ 被保護者が必要な指導又は指示に従わない場合（法第62条第3項による場合）→停止期間の明示は不可能

③④については被保護者への制裁的な意味合いを持つ停止であり、それらの事情が改善された時点で停止を解除すべきである。

こうした停止を行うのは、事前に被保護者に調査の必要性や義務を説明するとともに法第27条に基づく指示を行うなどの所要の措置を講じた上で、なお報告が行われないなど相当の理由がある場合である。

8 保護の廃止

(2) 保護を廃止すべき場合

- ① 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められる場合。
 - ② 収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後概ね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。
 - ③ 被保護者が保護の決定実施のために必要な報告をしない、調査・検診を拒むなどの問題がある場合（法第28条第5項による場合）
 - ④ 被保護者が必要な指導又は指示に従わない場合（法第62条第3項）による場合
- ③④については、停止と同様十分な検討を行うことが必要。
- ④については、事前に法第27条に基づく指示、法第62条第4項による弁明の機会の付与など、所定の手続きも必要（停止の場合も同様）。

8 保護の廃止

(3)「辞退届」に基づく保護廃止の取扱い

○生活保護が申請に基づくものである以上、辞退の申請も可能との解釈に基づくものであるが、法律上の定めはない。

○辞退届が有効であるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要。

○辞退届の提出の強要や、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信しないよう、辞退届の取扱いには十分留意すること。

○有効な辞退届が提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うにあたっては本人から自立の目途を聴取するなど、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

(4)保護の廃止後

○国民健康保険への加入、公営住宅の家賃の減免手続き、自立相談支援機関等への情報提供等、諸手続きについて助言指導すること。